



休眠預金を活用した事業です

2025年度

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

通常枠 [第1回]

実行団体公募要領

2025年12月

公益社団法人子どもの発達科学研究所

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第Ⅰ編 公募について | 3 |
| 1章 公募の趣旨 | 3 |
| 01 趣旨 | 3 |
| 02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿 | 3 |
| 03 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則 | 3 |
| 04 優先的に解決すべき社会の諸課題 | 4 |
| 2章 助成対象となる事業 | 4 |
| 01 助成方針 | 5 |
| 02 助成対象事業 | 6 |
| 03 助成金の構成 | 9 |
| 3章 助成対象となる団体 | 9 |
| 01 実行団体とその役割 | 9 |
| 02 事業の評価 | 10 |
| 03 申請資格要件 | 10 |
| 04 申請時の注意事項 | 11 |
| 4章 助成対象となる経費 | 12 |
| 01 助成額の積算について | 12 |
| 02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限 | 12 |
| 第Ⅱ編 申請について | 13 |
| 1章 申請手続き | 13 |
| 01 公募期間・スケジュール | 13 |
| 02 申請方法 | 13 |
| 03 申請に必要な書類 | 14 |
| 04 公募説明会・公募相談会の実施 | 15 |
| 2章 審査結果の通知等 | 16 |
| 01 審査結果の通知方法 | 16 |
| 02 審査結果の情報公開 | 16 |
| 3章 審査について | 16 |
| 01 選定基準等 | 16 |
| 02 優先的に選定される団体 | 18 |
| 03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等 | 18 |
| 04 その他の審査における着眼点 | 18 |
| 第Ⅲ編 選定から助成終了まで | 19 |
| 1章 助成事業の流れ | 19 |
| 01 助成期間中の主な流れ | 19 |
| 02 内定から資金提供契約まで | 19 |
| 03 資金提供契約及びその要点 | 20 |
| 04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保 | 21 |
| 05 会計監査の実施 | 21 |
| 2章 その他 | 22 |
| 01 個人情報の取扱いについて | 22 |
| お問い合わせ先 | 22 |
| 別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料 | 23 |
| 別添2：コンソーシアムでの申請 | 24 |

第Ⅰ編 公募について

1章 公募の趣旨

01 趣旨

我が国においては、人口減少、高齢化及び国際化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、様々な社会課題に直面しています。一方で、様々な社会課題の中には、法制度や予算等の仕組み上、既存の施策では十分な対応が困難であり、国及び地方公共団体では対応が困難な課題が多くあります。

これらの社会課題の解決に資する民間公益活動を促進するための「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）等に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構¹（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として民間公益活動を行う団体（以下「実行団体」という。）に対して助成を行う資金分配団体を公募し、当団体が採択されました。

02 休眠預金等交付金に係る資金の活用により目指す姿

休眠預金等交付金に係る資金（以下「休眠預金等に係る資金」という。）の活用目的は以下2点です。

- 1 国及び地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を図ること
- 2 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境を整備すること

これらの目的を達成することで以下の効果が期待されます。

- ・ 社会課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築される
- ・ 資金分配団体や実行団体が民間の資金を自ら調達して事業の持続可能性を確保する
- ・ 我が国社会課題解決能力が飛躍的に向上する
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する

本事業の財源である休眠預金等は国民の資産であることから、国民をはじめとするステークホルダーに対する事業の透明性や説明責任を果たすとともに、事業による成果の可視化も求められます。そのため休眠預金事業では、事業評価の実施を重視します。また、民間公益活動の持続可能性を担保するために、民間公益活動を担う組織能力強化を目的とした伴走支援に重点を置いています。

03 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則

休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（平成30年3月30日内閣総理大臣決定）において「休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則」が定められています。この基本原則に基づいて、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体、実行団体は業務を遂行することが求められます。基本原則は以下の9項目から構成されています。

- | | | | |
|------------|---------|-----------|--------------|
| (1) 国民への還元 | (2) 共助 | (3) 持続可能性 | (4) 透明性・説明責任 |
| (5) 公正性 | (6) 多様性 | (7) 革新性 | (8) 成果最大化 |
| (9) 民間主導 | | | |

¹ 一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）、JANPIAの10項目のミッションと7項目のバリュー

04 優先的に解決すべき社会の諸課題

休眠預金活用事業において優先的に解決すべき社会の諸課題は以下のとおりです。

[優先的に解決すべき社会の諸課題]

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- 1 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- 2 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- 3 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- 4 働くことが困難な人への支援
- 5 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- 6 女性の経済的自立への支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- 7 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- 8 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

このうち、本公募により助成する民間公益活動では、

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- 1 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- 2 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- 5 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援

の解決を目指しています。申請団体は、事業を提案するにあたり上記の優先すべき社会の諸課題から取り組む課題を選択してください。また、上記（1）から（3）の活動のうち、①から⑧以外でも、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項と考えられるものについては、その解決策や事業目標に関する提案が可能です。

2章 助成対象となる事業

01 助成方針

1 助成額

実行団体に対する助成額は、JANPIA から資金分配団体に支払われた助成金額の範囲内で、実行団体が提出する事業計画の内容を踏まえて決定します。

2 助成期間

資金分配団体である当団体（以下、「当団体」という。）は、最長3年間、実行団体に対して複数年度にわたる助成を行います。ただし、事業の終了時期は、原則として最長で2029年2月末までとし、別途資金提供契約（資金分配団体と実行団体が締結する契約）に定めることとします。

3 助成金の支払い

助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。複数年度にわたる事業の場合には、申請時に複数年度にわたる事業計画と資金計画等の提出が必要です。

4 自己資金の確保

実行団体の選定に際しては、事業の特性に応じ、休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みとして、補助率を設定し、事業に係る経費の20%以上は自己資金又は民間からの資金の確保を原則とします。ただし、財務状況や緊急性がある場合には、特例的にその理由を明示していただき、自己負担分を減じることを検討しますが、複数年度の事業においては、助成終了後の事業継続を見据えて事業の最終年度には補助率を原則である80%以下にしていただきます。

5 管理的経費

実行団体は、助成額の一部を管理的経費に充てることを可能とします。当該管理的経費は、役職員の人事費等や管理部門等の管理経費、事務所の家賃等に要する経費で、当該業務に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費とし、助成額の最大15%とします。

6 人件費

総事業費の中で人件費を対象とする場合は、その旨と人件費水準等(人件費の幅又は平均値)を特記してWebサイト上で公表することを資金提供契約に定めることとします。

7 リスク管理

期待された社会的成果が達成できない可能性も想定し、適切なリスク管理を行っていただきます。

02 助成対象事業

本助成事業の概要は以下の通りとなります。

| | |
|-------------|---|
| 事業名 | 不登校支援に「サイエンス」を～根拠に基づく「自分に合った支援」を受けられる環境を、全ての子どもに～ |
| 事業種別 | イノベーション企画支援事業 |
| 解決すべき社会の諸課題 | (1) 子ども及び若者の支援に係る活動 ①経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援 ②日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援 (2) 日常生活又は社会生活を営む上の困難を有する者の支援に係る活動 ⑤孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援 |

| | |
|------------|---|
| 期待する活動概要 | <p>急増する不登校・長期欠席の子どもへの「根拠に基づく支援モデル」の構築を目指し、児童生徒へのアセスメントや、それに基づく個別支援の提供などを行う取り組み。本事業期間中に想定する活動は以下の通り。</p> <p>【主な活動内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不登校児童生徒に対する、アセスメントに基づく個別支援の実践 2. 専門的研修の受講（アセスメント手法や支援法など）※リーダー職対象 3. 基礎的な支援研修の受講（子どもの発達や対人関係支援の基礎等）※全支援スタッフ対象 4. 活動地域における地域資源（連携先）の調査分析と支援ネットワークの構築 5. 事業のインパクト評価の実施、それに基づく「支援モデル」パッケージ化への協力 <p>※詳細は公募要領内に記載されている要件と、公募要領補足資料（本事業ウェブサイト上で公開）を参照ください</p> |
| 事業期間 | 2026年5月1日～2029年2月28日 |
| 採択予定実行団体数 | 5～6団体 |
| 総事業費 | 324,221,328円 |
| 1団体あたりの助成額 | <p>年間：1,300万円～1,560万円程度（助成期間総額：3,900万円～4,680万円程度）</p> <p>※助成事業に対する評価(事前評価・中間評価・事後評価)を実施していただきます。そのための経費として上記とは別に評価関連経費(助成金額の4.6%以下)が助成されます。</p> |
| 対象となる団体 | <p>主に小中学校の不登校児童生徒を対象とした2年以上の支援実績を有する民間団体</p> <p>例：フリースクール、放課後等デイサービス、学習支援NPO、居場所支援団体など</p> |
| 対象地域 | 日本国内・全国 |

2. 本事業に求める要件

以下は必須事項となります。申請いただく事業内容及び資金計画に、下記の要件を含めてください。

- 個別支援計画を作成する仕組みがあり運用されていること
- 教育委員会・学校との連携があること（対象児についての情報共有・ケース検討やりとりがある）
- 本事業の効果検証のために、受益者（本人とその保護者）の変化を測る調査や事業評価に協力する意志があること
- 資金分配団体が進める不登校支援モデルの構築や改善に協力する意志があること

※上記に加えて、第Ⅰ編 3章「03.申請資格要件」にて実行団体の申請資格、第Ⅱ編 3章「02.優先的に選定される団体」にて優先・加点事項を記載しています。ご参照ください。

※通常枠と緊急枠の重複申請の可否

申請団体は通常枠と緊急枠の事業の内容が異なるものであれば、それぞれの公募枠に同じ時期に申請することも可能です。

3. 助成活動により目指すゴール

<本事業が目指す中長期的なゴール>

- ① 全国の各地域に、科学的根拠に基づく不登校支援モデルを実践する団体が生まれている状態
- ② 不登校支援モデルの必要性が、行政や地域団体にも正しく理解され、科学的根拠に基づく支援が全国に広がっている状態
- ③ 不登校の児童生徒を支援する民間団体において、支援の質向上に伴い事業基盤の安定化が進み、受益者に対して十分な規模での支援が安定して提供されている状態

<本事業が目指す短期的なゴール> 助成終了時 2029年

助成・支援する実行団体と共に、本助成事業終了後に以下のアウトカム(目指す状態)を実現したいと考えています。(申請にあたっては、実行団体の特性・知見や地域の特性を踏まえた独自の提案を歓迎します)

- ① 【受益者の変化】傷つき体験やコミュニケーション不全など個別の課題を抱えていた児童生徒が、個々人の状況や特徴に合った環境や支援を得ることで「将来に向けて心身共に元気になっている」状態
- ② 【地域社会の変化】実行団体の地域で連携先の候補となる行政や関連団体が整理され、各団体の支援内容や支援の特色を理解したうえで、必要に応じて支援の連携ができる関係性が構築できている状態
- ③ 【地域社会の変化】各実行団体が、本事業を通じて確立した受益者変化の評価(インパクト評価)および支援モデルパッケージの発信を行い、ほか活動団体や行政から根拠に基づく支援の必要性への理解を得られている状態

以下は、実行団体内の変化として目指す状態です。

- ① 【支援の質の向上】不登校支援をする民間団体が、科学的根拠に基づくアセスメントと個別支援の実践を実施できる支援体制の構築ができている状態
- ② 【リーダー層の育成】団体内のリーダー層人材において、専門的研修や伴走支援を通じて、不登校生に対するアセスメントや支援計画策定を担うことが出来るスキルが獲得できている状態
- ③ 【支援スタッフの育成】団体内の支援スタッフにおいて、アセスメント結果や支援計画に基づき、対人支援の基礎的な知識を踏まえた不登校生の個別支援を実践でき

るスキルが獲得できている状態

- ④ 【地域連携の促進】自団体のみでは対応が難しい教育ニーズや家庭環境などに対応するために、児童生徒への直接的な支援のみでなく、公的な行政支援や関連する地域の民間団体の支援との相談・連携が実施できるネットワーク構築ができている状態

4. 伴走支援

▼研修

リーダー層向けと支援スタッフ向けの2種類の研修を行います。受講対象者の方はWeb講義の受講、動画視聴とレポート提出、集合研修の受講等を実施いただきます。

【リーダー層（管理職など）に対する専門的研修】

受講対象者：各団体の支援リーダー層（1~2名）

①専門研修（Web講義） 月1回×10回

アセスメントや支援計画策定の根拠となる各専門領域に関して、資金分配団体の提供する全10回の研修プログラムを受講する

②集合研修（ワークショップ） 半年に1回×3回

ワークショップ形式で実際のアセスメントや支援計画の作成を学ぶ。現場での利用を通じて、対応が難しい事例の共有など団体同士の学びあいにもつなげる。

【支援スタッフに対する基礎研修】

受講対象者：各団体の支援スタッフ

①基礎研修（動画視聴60分程度＋レポート）

対人支援の基礎となる知識やアセスメント・支援計画の見方、個別支援手法などを資金分配団体が提供するプログラムで学習する。

②ワークショップ（1回以上、実行団体の計画による）

動画研修での不明点の解消や実践での利用について。団体ごとに行う。

▼資金計画への反映

集合研修参加に必要な経費は助成対象となります。

研修会場への移動・宿泊に係る旅費交通費を資金計画の直接事業費内に計上いただくようお願いします。各研修とともに、宿泊は一泊二日分を想定していますが、地域によっては前泊、後泊分も対象としていただいて問題ありません。

▼モニタリングツール（デイケン・NiCoLi（ニコリ））の提供

子どもの発達科学研究所が小・中学校の教育現場向けに開発した、タブレットで子ども自身が自分の体調や精神状態を簡便に記入できるモニタリングツールです。項目やリスク判断の仕組みは科学的な検証を経ており、高い信頼性のもとメンタルヘルスの観察が可能です。現在、全国80の小中学校で導入されています。助成期間中はデイケン・NiCoLiを無償提供し、実行団体に活用いただき、支援現場の負担軽減しながら来所者の体調・メンタルヘルスの定期的な把握、およびデータを基にした支援計画の定期的なアップデートを行っていただきます。

取得データは子どもの発達科学研究所のサーバに集約され、実行団体による来所者への支援の質の向上支援に向けて月次面談等での助言での活用や、本事業の受益者変化を測るためのデータとして活用いたします。

資金分配団体が実行団体のデータを集約し社会的インパクト評価および論文や報告書の作成、支援モデルの普及のための政策提言等を行う上で、共通のモニタリングツールを

活用しデータの種類および取得状況を揃える必要があります。また、デイケン・NiCoLiは子どもの発達科学研究所が開発したものであるため、使用方法の指導が容易であり、助成期間中の無償提供もできるため、モニタリングツールはデイケン・NiCoLiを使用するものとします。

なお、助成期間終了後もデイケン・NiCoLiを引き続き活用する場合は有償となります。

03 助成金の構成

当団体からの助成金は、①実行団体の助成に必要な額から自己資金・民間資金を除いた「助成額」（A）・②評価関連経費（C）から構成されます。

[総事業費の概念図]

| C 評価関連経費 | A 助成額 | | B 自己資金や民間資金等 |
|-------------|---------------------|---------------------|--------------|
| Aに対して4.6%以下 | 直接事業費 Aに対して85%以上 | 管理的経費 Aに対して15%以下 | A+Bに対して20%以上 |

総事業費と助成額等との関係について

- 総事業費（A+B+C）から評価関連経費（C）を除いた事業に係る経費（A+B）を100%とした時、助成額（A）は80%以下、自己資金や民間資金（B）は20%以上となります。
- 補助率=助成額（A）÷事業に係る経費（A+B）
助成額（A）の内訳については直接事業費85%以上、管理的経費が15%以下となります。

3章 助成対象となる団体

01 実行団体とその役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけではなく、こうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていただくことを期待しています。

実行団体に期待される役割は以下のとおりです。

- 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは公的制度のいわゆる「狭間」に位置している具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- 成果に着目しつつ休眠預金等に係る資金を効果的・効率的に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を推進する。
- 民間の創意・工夫を十分に活かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実践する。
- 自ら行う民間公益活動の成果評価を実施し、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で評価を有効に活用する。
- 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体からJANPIAにフィードバックすることにより、本制度の一層の改善につなげる。

02 事業の評価

国民の資産である休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、その成果を広く国民一般にわかりやすい形で公表し説明責任を果たす必要があります。そのために事業実施においては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を、自己評価を基本に実施することで成果の可視化に取り組むこととしています。休眠預金制度における社会的インパクト評価の目的は次のとおりです。

- 資金活用の成果の情報発信を積極的に行うことで広く国民の理解を得ること（所期の成果をあげていることを伝え説明責任を果たす）
- 評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映することにより、効果的、効率的に行うこと（評価を活用した計画・進捗管理）。
- 厳正な評価を実施することで、事業の質の向上、独創的で革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等（事業に対する理解を得て、支援者の輪が広がるなど）を促すこと。

上記の目的を達成するため、事業の実施段階に応じて次のとおり行います。

- 事前評価：事業開始時に実施する評価
- 中間評価：複数年度にわたる事業の進捗状況を把握する評価
- 事後評価：事業が終了する際に成果の達成状況や事業の妥当性の検証を行う評価
- 追跡評価²：課題の解決に時間を要する事業の場合に、資金の活用後しばらく経過した後に事業の副次的效果や波及効果等を把握する評価

※評価の詳細は、JANPIAのWEBサイトに掲載している、「[休眠預金活用における社会的インパクト評価](#)」をご確認ください。

※資金分配団体やJANPIAは、実行団体において評価の実務経験が少ないなど、必要な場合には、各実行団体の自己評価を伴走支援します。

※評価に関する事務負担が、本来なされるべき民間公益活動の負担にならないように留意します。

03 申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体

- 法人格を取得後2年以上が経過していること（3期目以降であること）
- 対面での支援（月1回以上）がある不登校状態の児童・生徒（小中学生）数が30人以上であること（※ユニーク数）
- 団体内に直接支援に関わるスタッフ（※ボランティアを除く）が5人以上いること
- 代表以外に本事業の事務担当者をアサインできること
- 以下のいずれかの資格保持者が1人以上いること（内部もしくは外部連携、非常勤含む）
(保育士、教員資格、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士等)

※申請事業の運営上の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合は、共同事業体（以下「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は別添2をご確認ください。

【留意事項】

² 必要に応じて実施する場合があります

- 事業期間中は原則、月に1回の助成金の精算報告をいただくこと(事務局への報告、助成システムへの登録)、また月次面談を原則必須で行いますので、担当者が滞りなくその業務にあたることのできる体制が確立されていることを求めます。
- そのほか、事業進捗報告や事業完了報告等を滞りなく提出いただくことが助成金支給の必須事項となります。事業の進捗管理等、実行団体の事務負担軽減を目的として、Google ドライブや slack 等の IT ツールを活用いたします。

ただし、上記に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成対象となりません。

- 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (イ) 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 独立行政法人および国立大学法人
- 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体³

※設立経緯、運営財源の性質（行政の予算かどうか）、役員構成、独立した意思決定の可否等の団体の特性を総合的に衡量の上判断します。
- 資金分配団体と選定申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後 6 か月間を経過していない団体

04 申請時の注意事項

- 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は別事業であることが必要です。採択結果が分からぬ段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。
- 今回申請する事業と、既に休眠預金事業として採択されている事業とは別事業であることが必要です。

³ 例えば、運営財源が 100 % 行政予算で充当されている団体（当該団体が新たに民間資金を投入し、新規事業を実施するような場合は、別途判断）や、行政職員が運営実務に従事しその割合が申請団体の構成員の 100 % を占める団体（行政職員であっても、職務外の行為として団体の事業に従事する場合にはこの限りではありません）が想定されます。

- 国外を活動範囲に含む場合は、国内に主な活動拠点を有する日本の法人である必要があります。

4章 助成対象となる経費

01 助成額の積算について

資金計画書作成の際の助成金の積算については、別途詳細を定める「積算の手引き」を参照してください。なお、以下の点については十分ご留意のうえ積算を行ってください。

- 対象経費

対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費のみとします。

- 事業年度

本事業の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。

- 会計科目

資金計画書等は、原則、申請団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用してください。

- 算出根拠

各費目は、単価及び数量等の算出根拠を示す必要があります。「謝金」、「賃金」等は、団体の規程に定めがある場合は、当該規定に準拠してください。

- 人件費水準

人件費水準が社会通念上妥当と認められない場合には、調整する場合があります。

- 不動産の取扱い

土地の購入は助成の対象外とし、助成の対象は賃貸のみとします。建物は賃貸を原則とします。

- 対象経費の確定

対象となる経費は、資金分配団体及び実行団体それぞれの間の個別の資金提供契約における資金計画書の確定をもって最終決定されるものとします。

- 税務

特に実行団体が営利法人である場合には、助成金や自己資金・民間資金の取り扱い等税務面での懸念事項について事前に所轄税務署や顧問税理士等にご相談の上、申請をご検討ください。

02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- 1 実行団体が資金分配団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。
- 2 実行団体は、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「本財産」という。）を、助成期間中及び事業終了後5年間（建物については、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の間）は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、事業計画書に定める事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（以下「処分等」という。）を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 本財産の処分等により金銭その他の利益を得た場合、資金分配団体はその全部又は一部の返還を求めることができ、実行団体はこれに応じるものとします。
- 4 本財産は、固定資産台帳その他本財産につき善良な管理者の注意をもって管理を行うために必要な書類を備えて管理してください。

第II編 申請について

1章 申請手続き

01 公募期間・スケジュール

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 本事業ウェブサイト公開 | 2025年12月3日（水） |
| 公募要領公開 | 12月11日（木） |
| 公募説明会 | 12月19日（金）10時～11時30分 |
| 公募相談会 | 12月23日（火）11時～12時30分 |
| 公募期間 | 12月19日（金）～ 2026年1月26日（月）17時まで |
| 実行団体の審査 | 2026年1月下旬～3月中旬 |
| 内定通知 | 2026年3月中旬 |
| 実行団体決定 | 2026年3月下旬 |
| 契約締結 | 2026年4月下旬 |
| 助成事業開始 | 最短2026年5月1日～ |

02 申請方法

- ① 公募開始と同時に、[本事業ウェブサイト](#)に公開されます「申請前登録フォーム」よりメールアドレスをご登録ください。
- ② 登録されたメールアドレスに「本申請フォーム」のご案内が届きます。
- ③ 「本申請フォーム」に回答いただいた後、必要書類を指定メールアドレスへ提出してください。
- ④ 公募期間中に上記対応を完了いただくことで申請完了となります。

【留意事項】

- 上記全ての対応が公募期間内に完了することにより「申請完了」となります。いずれか足りない場合には、申請要件が満たされませんのでご注意ください。
- フォーム送信の完了後に必要書類の提出をお願いいたします。
- 本申請フォームにも事業についてのご質問が複数ございます。ご質問内容は本事業ウェ

ブサイトに公開いたします。

- 各選考ステップにおけるスケジュールなどの詳細は、[【申請・審査の流れ】](#)の資料にてご確認ください。

※審査状況により予告なく変更される可能性がございますことをご了承ください。

03 申請に必要な書類

申請は、以下の書類に申請内容を記載いただきます⁴。

| 分類 | 申請書類 | 提出形式 | 単独申請 | コンソーシアム申請 | | 備考 |
|---------------|--|-------|------|-----------|-------------------|-------------------------------------|
| | | | | 幹事団体 | 構成団体 ⁵ | |
| 申請事業ごとに提出する書類 | 様式1 助成申請書 | PDF | ● | ● | | ※登録印の押印が必要 |
| | 様式2 事業計画書 | Excel | ● | ● | | |
| | 様式3 資金計画書等 | Excel | ● | ● | | |
| | その他（計画の別添等） | PDF | 任意 | 任意 | 任意 | |
| | 様式4 自己資金に関する申請 | WORD | ● | ● | | ※該当する団体のみ提出 |
| | 様式5 コンソーシアムに関する誓約書 | PDF | | ● | | ※幹事団体取りまとめのうえ提出 |
| 団体ごとに提出する申請書類 | 様式6 団体情報 | Excel | ● | ● | ● | |
| | 様式7 役員名簿 | Excel | ● | ● | ● | ※役員名簿はパスワード必須 ※パスワードは別途資金分配団体に提出 |
| | 様式8 ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書 | Excel | ● | ● | ● | ガバナンス・コンプライアンス体制については、別添1参照 |
| | 定款 | PDF | ● | ● | ● | |
| | 登記事項証明書（全部事項証明書） | PDF | ● | ● | | ※発行日から3ヶ月以内の写し |
| | 事業報告書 | PDF | ● | ● | | |
| | 貸借対照表 | PDF | ● | ● | | ※過去3年分。設立から3年未満の団体は提出可能期間分のみ提出 |
| | 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等） ⁶ | PDF | ● | ● | | |
| 決算報告書類 | 監事及び会計監査人による監査報告書 ⁷ | PDF | ● | ● | | |

⁴ 申請書類の作成等申請に要する費用、および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

⁵ 詳細は[別添2 コンソーシアムでの申請](#)参照

⁶ 監事及び会計監査人による監査を受けている場合

04 公募説明会・公募相談会の実施

オンラインにて以下の日程で公募説明会を実施いたします。

※録画は[本事業ウェブサイト](#)にて公開いたしますので、ご活用ください。

【オンライン公募説明会】

開催日時：2025年12月19日(金) 10:00~11:30

内容：休眠預金活用事業について

本事業の背景と概要

皆さんと一緒に取り組みたいこと

申請の方法、審査スケジュール

計画書類の作成にあたっての留意点

質疑応答

また、ご希望の方に向け、オンラインにて公募相談会を以下の通り開催します。説明会内容をふまえ、事業のご計画におけるご質問もお受けいたします。

参加を希望される方は、[本事業ウェブサイト](#)内に掲載している参加申し込みフォームより事前のお申し込みをお願いいたします。

【オンライン公募相談会】

開催日時：2025年12月23日(火) 11:00~12:30

内容：本事業の要点のおさらい

説明会でのご不明点へのご回答

質疑応答（事業について／資金計画について）

※必ず公募説明会への参加もしくは説明会動画の視聴をされた上でお申込みください。

【個別相談】

説明会、相談会へ参加、もしくは録画を視聴いただいた上で、個別のご相談があれば、[お問い合わせフォーム](#)(クリックして表示)よりご連絡ください。

原則、メールにてご回答させていただきます。

なお、公平性の観点で、個別の事業への採択可能性に関するコメントはできかねますのでご了承ください。

※お問い合わせフォームは、[本事業ウェブサイト](#)内の「お問い合わせはこちら」からもアクセスできます。

2章 審査結果の通知等

01 審査結果の通知方法

審査の結果は申請団体に対しメールで通知します。

02 審査結果の情報公開

- 1 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。
資金分配団体は、採択の有無に関わらずすべての申請団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）をWEBサイトで広く公開します。
- 2 資金分配団体は、選定した実行団体の情報（選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、選定された各実行団体に対する助成の総額及び内訳並びにその算定根拠）を資金分配団体のWEBサイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。
- 3 JANPIAではJANPIAのWEBサイト上に資金分配団体のWEBサイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公開します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIAの事業報告書・WEBサイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

なお、上記の各公表は、少なくとも助成期間が終了するまで継続します。

また、上記に関しては情報公開同意書（助成申請書に記載がある）を提出していただきます。ただし、公表にあたっては、当該実行団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

3章 審査について

01 選定基準等

実行団体は、次の選定基準に基づき選定を行います。

| | |
|----------------|---|
| ガバナンス・コンプライアンス | 包括的支援プログラムに示す事業を公正かつ適確に遂行できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか |
| 事業の妥当性 | 事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、解決したい社会課題に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか |
| 実行可能性 | 業務実施体制や計画、予算が適切か |
| 継続性 | 助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か |
| 先駆性（革新性） | 社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか |

| | |
|-------|--|
| 波及効果 | 事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることが期待できるか |
| 連携と対話 | 多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか |

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等との峻別

申請資格要件に関連して、申請事業については、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

〈想定される不適切な事例〉

(例1) 主として団体の政治活動や宗教活動等に要する人件費、整備備品費その他の経費を本事業の経費として助成金を充当（流用）するケース

(例2) 休眠預金等活用事業により購入した物品・機材等を団体の政治活動や宗教活動等で使用するケース、他の団体が行う政治活動や宗教活動等に使用させるケース

(例3) 休眠預金等活用事業により役務提供を受けている受益者を団体の政治活動や宗教活動等に参加させるため執拗な勧誘を行うケース

- 行政施策との関係

行政・NPO・ボランティアとの連携・協働が進展している事業領域においては、休眠預金等活用事業が行政施策の後退を許容するものではないことを前提としつつ、現行の行政施策が十分に行き届いていない場合や、よりきめ細かな支援が必要とされる場合は、以下の観点に即して個別に判断して事業を選定します。

① 申請する事業分野における行政施策の取組状況

② 本制度により申請事業を実施する意義

③ 申請事業終了後に、自治体に対する行政施策化の働きかけ又は行政補助金等を活用した事業継続等を行う見込み

- 他の助成金

国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない、かつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します⁷。なお、他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について実行団体として助成等を受けることは可能とします。

- 事業対象

既存の助成財団等が申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該財団への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。また、営利法人が申請した場合に、当該法人の営業に利するために行う事業であると見受けられる場合は、選定しません。

- 不選定の損害等

審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害及び本制度に係る法令や政府の運用方針の変更等による損害については、当団体が責任を負うものではありません。

02 優先的に選定される団体

第I編 2章「02.助成対象事業」及び第I編 3章「03.申請資格要件」を満たし、かつ、以下含む事業を歓迎します。

⁷ 詳細は「[休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について](#)」をご参照ください。

- 医療施設、福祉施設、行政との連携があること（対象児についての情報共有・ケース検討やりとりがある）※自施設・自グループ内にこれらがあることもOK
- 支援の質の向上についてすでに何らかの取り組みを行っていること
- 「期待する活動概要」に対する具体的な計画があること

実行団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意した対応の観点から、特定の地域に偏らないように配慮するとともに、分野について配慮します。また、優先的に解決すべき社会の諸課題の分析及びその解決の取り組みにあたっては、ジェンダー平等、社会的弱者への支援等、社会の多様性に十分配慮する。さらに、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定します。

03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等

事業を公正かつ適確に実施できるようJANPIAが規定するガバナンス・コンプライアンス体制を備えていることが必要です。（申請時にガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書を提出していただきます。）なお、採択された実行団体は、助成実績の経験値、専門性を有するメンバーの在籍の有無及び団体の法的なステータスなどを考慮して、助成期間中（一部は契約締結時まで）に各団体に応じたガバナンス・コンプライアンス体制を整備していただきます。

04 その他の審査における着眼点

以下の着眼点に即して審査を実施します。

- ① 利益相反防止のための措置を講じない限り、資金分配団体と利益相反の関係があるとみられる組織、団体等を実行団体に選定しないこと

※以下、利益相反と考えられる場合とその対応についての例です。

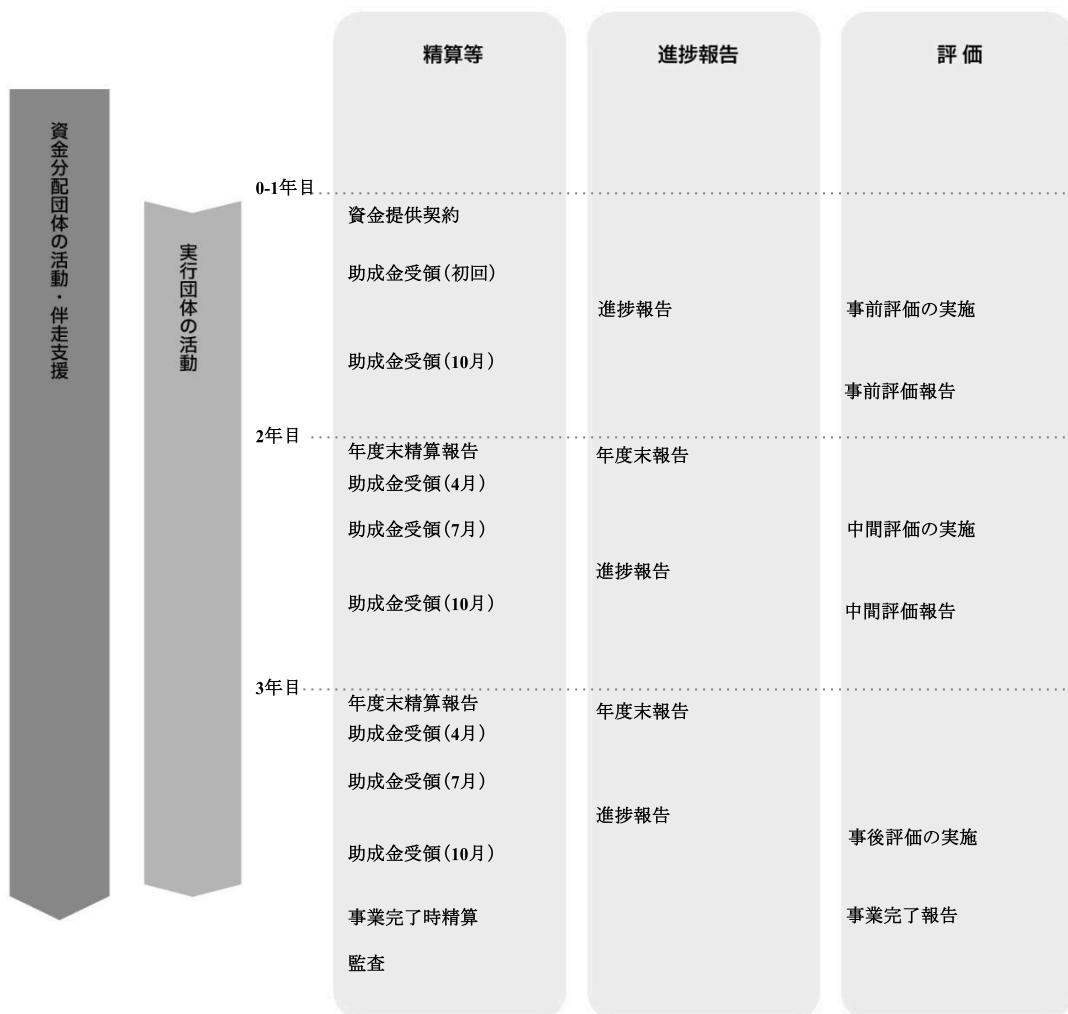
- 資金分配団体の理事等の役員が実行団体の候補団体の役員に就任している場合、又はその逆のケースは、利益相反のリスクがあるため、利益相反防止のための措置を講じても当該団体を実行団体に選定することはできません。
- 実行団体の募集にあたっては、会員（メンバー）団体に限定せず、それ以外の団体にもオープンに、公平・公正に公募を行います。

第III編 選定から助成終了まで

1章 助成事業の流れ

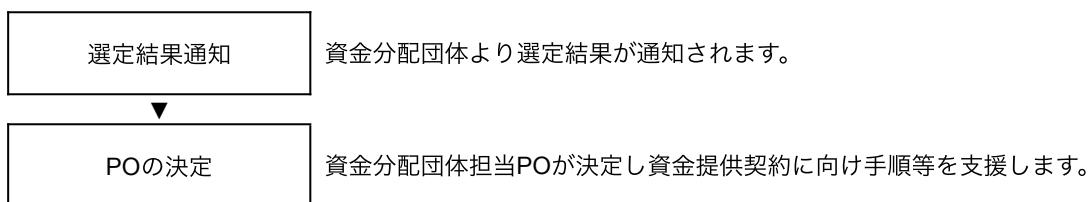
01 助成期間中の主な流れ

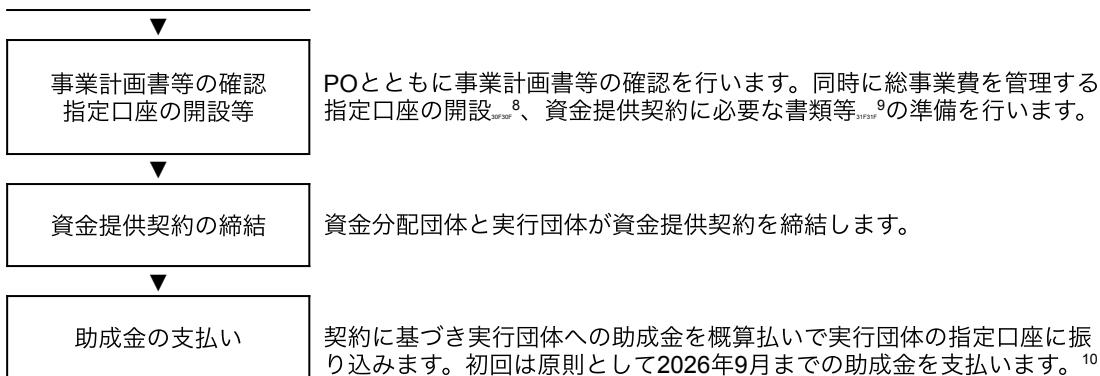
実行団体の助成期間中の主な流れは次のとおりです。 (例：3年事業の場合)



02 内定から資金提供契約まで

採択が決定（内定）してから資金提供契約締結による事業開始までの主な流れは次のとおりです。





03 資金提供契約及びその要点

資金提供契約は、助成事業の実施に関する必要な事項を定めたJANPIA指定の資金提供契約書（ひな型）により行います。原則、この資金提供契約は変更できません。以下、資金提供契約の要点を記載します。詳細については資金提供契約書（ひな型）をご参照ください。

1 進捗管理、各種報告

資金分配団体は実行団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB会議を含む）による進捗状況について協議を行います。また、実行団体は、資金提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業と収支の報告を行います。

2 ガバナンス・コンプライアンス体制の整備

実行団体は、不正行為、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を行います。また、総事業費の不正使用、違法行為等が疑われる場合には、直ちに資金分配団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。なお、実行団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について資金分配団体に報告し公表することとします。

3 実行団体の選定及び監督

資金分配団体は、実行団体の選定に当たっては、実行団体の多様性に十分配慮するとともに、採択結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、資金分配団体と実行団体は資金提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

4 事業の評価

休眠預金制度の事業の実施に当たっては、達成すべき成果を事前に明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで、成果の可視化に取り組むこととしています。

5 シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマーク¹¹を表示してください。具体的な利用方法については、JANPIAが別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

6 情報公開

資金分配団体は、実行団体の公募に当たって、公募要領や公募に必要な書式について自

⁸ 総事業費を一元的に管理するため、本事業の総事業費のみを管理するための指定口座を開設します。なお、預金保険制度により万一の時にも預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座を開設してください。通帳がない口座については、インターネットを通じ取引明細が隨時出力できるものに限ります。休眠預金事業では、総事業費は指定口座でのみ管理します。また、総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、本総事業費は運用しないでください。

⁹ 印鑑証明書、現在事項全部証明書（取得から3ヶ月以内のもの）、指定口座の通帳コピー等。

¹⁰ 詳細は「積算の手引き」をご参照ください。

¹¹ [シンボルマークのダウンロード](#)、[シンボルマークの規程、手引き等](#)

団体のWEBサイトで公表します¹²。また、実行団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類等を自団体のWEBサイトで一般に公表します。なお、JANPIAは、資金分配団体及び実行団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします¹³。

7 選定の取消し

資金分配団体は、実行団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、選定の取消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を求めるすることができます。実行団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない団体は、資金分配団体の選定に申請することができません。

- 助成金の活用による助成事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 関連法規等に基づく措置、処分等又は資金提供契約に違反したとき
- 上記に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

8 規程類の整備・公開

実行団体の規程類が資金分配団体と実行団体間で定めた期限内に公開されない場合、資金分配団体は実行団体の規程が公開されない理由を確認のうえ、事業の実施期間中においては実行団体への助成額の全部若しくは一部の支払いを留保できるものとし、事業終了後においては期限までに規程を整備公開しなかった事実を今後の休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の公募申請審査において実行団体の評価における減点要素にすることができるものとする。

JANPIA及び資金分配団体は実行団体において整備された規程の運用状況について本事業終了後1年後を目途に調査できるものとし、実行団体はこれに協力するものとする。

04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行の確保

資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため、必要があると認めるときは、実行団体に対し以下の措置を講ずることとします。また、不正行為等があったときには、資金分配団体又はJANPIAのWEBサイトにおいて当該事案を広く公表することとします。

- 1 実行団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関する報告、資料の提出。
- 2 JANPIA及び資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業及び財産の状況に関する質問、帳簿書類その他の物件の検査。
- 3 当該実行団体における事業の公正かつ的確な遂行のための体制整備等の履行を担保するための措置。
- 4 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置。
- 5 資金分配団体が実行団体を監督するための必要な事項の確認。

05 会計監査の実施

本事業を含む毎年度の決算書類について、内部監査又は外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

¹² 公募終了時に、申請した団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）、さらに採択団体決定時に、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、助成総額とその算定根拠を当該資金分配団体のWEBサイトで少なくとも助成期間が終了するまで一般に公表します。

¹³ これらの事業の情報に関してJANPIAは、資金分配団体および実行団体と協議の上、JANPIAの事業報告書・WEBサイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

2章 その他

01 個人情報の取扱いについて

全ての個人情報について、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が発生しないように適正に管理し、必要な予防・是正等の適切な安全管理措置を講じます。また、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、適切な委託先を選定するとともに、委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約を締結し、さらに、委託先において個人情報の適正な管理が行われるよう管理・監督します。

お問い合わせ先

READYFOR 株式会社内 READYFOR 基金事務局

住所: 東京都千代田区一番町 8 住友不動産一番町ビル 7 階

Email: grant+25_kht@readyfor.jp

【事務局営業日について】

平日 10 時~17 時(土日祝日休) ※3 営業日以内に回答いたします。

別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料

自団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）。

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要となる意思決定や進捗管理等に必要となるルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。

| ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項 | 実行団体整備義務 |
|---|----------|
| ①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項 | |
| 社員総会・評議員会の運営に関すること | ◎ |
| 理事会の構成に関すること ※理事会を設置していない場合は不要 | ◎ |
| 理事会の運営に関すること | ◎ |
| 経理に関すること | ◎ |
| コンプライアンスに関すること | ○ |
| ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置 | |
| 内部通報者保護に関すること | ○ |
| ※自団体で整備困難な場合、JANPIAのヘルpline窓口を活用可能です | |
| ②事業実施期間中に、段階的にお取組みいただく事項 | |
| 利益相反防止に関すること | △ |
| 倫理に関すること（ハラスマント禁止に関することを含む） | △ |
| 理事の職務権限に関すること | △ |
| 監事の監査に関すること | △ |
| 組織（事務局）に関すること | △ |
| 文書管理に関すること | △ |
| 情報公開に関すること | △ |
| リスク管理に関すること | △ |
| 役員及び評議員の報酬等に関すること | △ |
| 職員の給与等に関すること | △ |

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

※ 考慮される団体の特性

- ・助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）
- ・専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
- ・団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
- ・団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など

別添2：コンソーシアムでの申請

申請事業の運営の意思決定及び実施を 2 団体以上で共同して行う場合には、コンソーシアムでの申請を行うことができます。

- 1 コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- 2 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書「実施体制」に記入してください。
- 3 申請書類については、幹事団体は前述の「申請に必要な書類」に記載されている書類をご提出ください。また、幹事団体以外の各構成団体の書類については、幹事団体が構成団体ごとにzipファイルで取りまとめたうえでご提出ください。
- 4 採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。
[定める内容]
構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIAの内部通報窓口が利用可能） 、連帯責任内容、並びに運営規則等
- 5 「コンソーシアム協定書」作成の際に、「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- 6 当該協定書の写し（コピー）は参考資料として資金分配団体との資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。
- 7 各構成団体で、自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要となる意思決定や進捗管理等に必要となるルール等が明確化され、役職員等に周知されている状態を目指します。